

●●●●●● 税務署からの連絡事項 ●●●●●●

総務課

1 令和2年度 中学生・高校生の作文受賞作品（別添1）

2 令和2年度 租税教室の開催状況（別添2）

3 e-Taxの利用勧奨

先生方におかれましては、日頃からe-Taxの利用拡大について、ご協力いただきありがとうございます。

添付書類も含めてe-Taxを利用して申請等を行うことは、納税者の利便性の向上につながるほか、税務行政における内部事務の効率化やICT・データ活用が一層推進されます。

関与先に対して、引き続きe-Tax利用の働きかけをよろしくお願いします。

4 令和3年におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

・ e-Taxの受付時間(利用可能時間)

○ 確定申告期間（令和3年1月4日(月)～3月31日(水)）
・ 全日（土日、祝日を含む。） 24時間 (注) 1 1月4日(月)は8時30分から受付開始。 2 毎週月曜日0時～8時30分及び3月21日(日)終日のメンテナンス時間を除く。ただし、3月15日(月)は終日受付を実施。
○ 通常期（確定申告期間以外）
・ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。） 24時間 (注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始。 ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

・ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

○ 確定申告期間（令和3年1月12日(火)～3月15日(月)）
・ 月曜日～金曜日（2月11日(木・祝)、23日(火・祝)を除く。） 9時～20時 ・ 日曜日（2月21日、28日、3月7日、14日に限る。） 9時～20時
○ 通常期（確定申告期間以外）
・ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。） 9時～17時

5 令和2年度 国家公務員倫理月間（別添3）

6 マイナンバーカードの積極的な取得と利活用をお願い（別添4）

管理運営部門

1 令和2年分確定申告に係る申告書等の送付（別添5）

(1) 申告書等の送付状況

2年分送付状況等 元年分申告方法		申告書等送付	お知らせはがき お知らせ通知書	メッセージボックス への連絡
e-Tax（マイナンバーカード方式・本人署名）		×	×	○
e-Tax（ID・PW方式）		×	○	○
税理士による代理送信		×	×	○（別添5）
協議派遣方式による代理送信		×	○	○
地区相談会場等の代理送信		×	○	○
申告会場の作成 コーナー用パソコン	e-Tax	×	○	○
	書面	×	○	×
国税庁HP 作成コーナー	e-Tax	×	×	○
	書面	×	○	×
書面	税理士関与	×	×	×
	納税協会等の相談機関利用者（※）	×	○	×
	その他（自主作成）	○	×	×

※ ①納税協会、②商工会・商工会議所、③地区相談会場、④地方公共団体、⑤農協・漁協

(2) 申告書等の送付時期

	郵便局持ち込み日
お知らせはがき（来署以外用）	令和3年1月15日（金）
プレプリント確定申告書（※）	令和3年1月18日（月）
お知らせ通知書（※）	令和3年1月25日（月）
納付書	令和3年1月25日（月）
お知らせはがき（来署用）	令和3年1月28日（木）

※ 「プレプリント確定申告書」と「お知らせ通知書」には納付書が同封されます。

メッセージボックスへの連絡	1月中（前年1月24日（金））
---------------	-----------------

2 令和2年分確定申告に係る振替納税

(1) 振替日について

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税 令和3年4月19日（月）
- ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和3年4月23日（金）

※ 令和3年1月から、振替依頼書をe-Taxで提出可能となります。

(2) 「振替納税（期日）のお知らせ」ハガキの送付について

- ・ 税理士による代理送信の方、ご自宅等からのe-Tax送信の方には送付されませんが、同様の内容がメッセージボックスに連絡されます。
- ・ 上記以外の方で、①振替納税の新規利用の方、②直前の振替納付日に引き落としができなかった方、③消費税及び地方消費税で振替納税を利用される方に送付されます。

※ 振替利用者の方につきましては、領収証書の発行はされませんので、ご留意願います。

3 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出（別添6、7）

(1) 提出期限について

- ・ 令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限・・・令和3年2月1日（月）
- ・ 提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「（摘要）」欄に「該当なし」と記入して提出願います。
- ・ 法定調書の作成・提出はe-Taxでお願いします。

(2) 「法定調書提出期限のお知らせ」について

令和元年分から、前年に給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（以下「合計表」という。）を提出している徴収義務者の方に対して下表のとおり、法定調書の提出期限に関するお知らせを送信しています。

なお、お知らせを受けて「提出義務に関する回答画面」において、提出義務がない旨を回答することが可能となっております。

おって、当該お知らせは、メッセージボックスのセキュリティ強化の対象外となりますので、内容をご覧する際に、マイナンバーカード等の電子証明書での認証は不要です。

① 送信時期・・・令和2年11月下旬～12月上旬

② お知らせ格納先

e-Tax利用者 識別番号	提出義務者 の人格区分	前年合計表 提出方法	格納先
有	個人	e-Tax	メッセージボックス マイナポータル
		書面	メッセージボックス マイナポータル
	法人	e-Tax	メッセージボックス
		書面	メッセージボックス
無	個人	書面	マイナポータル
	法人	書面	格納しない

(注) マイナポータルへの格納については、前年の合計表に個人番号（本人確認済）を記載している者のみとなります。

4 e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準の引下げ（別添8）

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が必要となります。

徴収部門

1 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合の特例猶予制度（別添9）

新型コロナ税特法の施行により特例猶予が導入されました。詳しくは別添資料又は下のHPをご覧ください。



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

2 特例猶予制度の適用者に対する納付指導

特例猶予制度の適用を受けておられる関与先に対して、猶予期間の終了日（納付期限）までの納付をご指導願います。

なお、猶予期間の終了日までに納付できない事由がある場合には、速やかに税務署（徴収担当）へ相談するようご指導願います。

3 阿倍野税務署管内の納税者の納付相談（別添10）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しております。

阿倍野税務署管内の関与先において、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229

（天王寺税務署 徴収職員が応答します。）

4 期限内納付に向けた納付指導のお願い（別添11）

適正かつ公正な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先に対する期限内納付に関する広報・周知や納付指導の実施について、一層のご協力をお願いします。

なお、納付指導に用いていただく様式等は、国税庁ホームページに掲載しています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/qa.htm#tainouboushi>

個人課税部門

1 令和2年分確定申告期における申告書作成会場（別添12）

天王寺税務署の申告書作成会場は、前年に引き続き、署2階大会議室で開設いたします。

なお、地区相談会場につきましては、天王寺税務署は開設しないこととなりましたので、お知らせいたします。

令和2年分確定申告につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を確実に取るとともに、三密にならないよう、入場整理券方式での申告相談体制を取ることとしております。

また、来署者削減のため、自宅等からのe-Tax送信（スマホ申告含む）を推奨する広報に努めておりますので、関与先への周知・広報にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

2 医療費控除を受ける際の添付書類（別添13）

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費の領収書の添付又は提示による経過措置が終了し、領収書では医療費控除が受けられませんので、ご留意願います。

法人課税部門

1 源泉所得税の期限内納付の指導等

毎月納付の源泉徴収義務者が令和2年12月に支払った給与等から源泉徴収した所得税の納期限は、令和3年1月12日（火）、「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が令和2年7月から12月までの間に支払った給与等から源泉徴収した所得税の納期限は、令和3年1月20日（水）となりますので、期限内納付に向けたご指導をよろしくお願いします。

なお、年末調整の結果、納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を税務署に提出していただく必要がありますので、併せてご指導願います。

また、この場合、e-Taxを利用すると、送信のみで手続きが完了となるため、非常に便利です。是非ご利用をお願いします。

2 令和2年度税制改正に関する説明動画（別添14）

令和2年度税制改正のうち、法人税関係及び消費税関係の概要についての説明動画を、YouTube「国税庁動画チャンネル」に掲載しています。

この説明動画は、改正内容をご理解いただきやすいよう、アニメーションを活用し、視覚に訴える内容となっております。

つきましては、別添リーフレットをご利用いただくなどして、関与先にも周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 令和2年度 中学生の「税についての作文」(天王寺区内 応募校数 8校・応募総数 1,418編・内受賞数 19編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	植田 彩江	うえだ あやえ	3	ゼンタさんってゼイキンだよ
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	高津中学校	谷田 梨乃	たにだ りの	3	税金と私達の生活
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	天王寺中学校	中川 くらら	なかがわ くらら	3	暮らしやすい社会のために
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	四天王寺中学校	石岡 聖子	いしおか りこ	3	コロナに打ち勝つ税金の力
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	清風中学校	井上 智仁	いのうえ ともひと	3	医療費助成と税
納税貯蓄組合大阪府総連合会 会長賞	天王寺中学校	角野 心春	かくの こはる	3	税への関心
天王寺税務署 署長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	池田 奈央	いけだ なお	3	納税の重要性
天王寺税務署 署長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	木寺 純太	きてら りゅうた	3	本当の幸せをみなさんへ
大阪市なんば市税事務所 所長賞	夕陽丘中学校	保田 はる	やすだ はる	3	私たちの生活と税のあり方
天王寺区役所 区長賞	夕陽丘中学校	矢野 誠治	やの せいじ	3	税と歴史
天王寺区役所 区長賞	四天王寺中学校	河俣 愛美	かわまた まなみ	3	投資という名の納税
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺中学校	荒木 かれん	あらき かれん	3	作る、変える税金の在り方
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺中学校	下田 麻奈加	しもだ まなか	3	「代表なくして課税なし」の重み
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	萩原 実奈	はぎわら みな	3	災害に苦しみ、誰かのために
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	上宮学園中学校	別所 泰知	べっしょ たいち	3	税に救われ
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	明星中学校	新門 正悟	しんもん しょうご	3	ふるさと納税体験
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	四天王寺中学校	阪口 明晃	さかぐち あかり	3	税金を納めること
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	清風中学校	糖野 太希	かすの たいき	3	税金は必要か
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	清風中学校	佐藤 悠叶	さとう みなと	3	増加していく負担と還元の見える化

○ 令和2年度 「税に関する高校生の作文」(天王寺区内 応募校数 6校・応募総数 1,214編・内受賞数 13編)

受賞名	学校名	氏名	ふりがな	学年	作品タイトル
大阪府租税教育推進連絡協議会賞	上宮高等学校	松原 美波	まつばら みなみ	2	人々を支える税
天王寺税務署 署長賞	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎	對馬 早和花	つしま さわか	1	社会保障と税
天王寺税務署 署長賞	高津高等学校	三小田 侑矢	みこだ ゆうや	1	未来の扉を開く鍵
天王寺税務署 署長賞	上宮高等学校	吉村 華奈	よしむら はな	1	税金の使い道
天王寺税務署 署長賞	上宮高等学校	土江 英敏	どえ みゆう	2	消費税
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	南里 実花	なんり みか	1	税という名の公共の福祉
大阪府なにわ南府税事務所 所長賞	上宮高等学校	高山 日和	たかやま ひより	1	災害の時の税金
天王寺区役所 区長賞	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎	川端 菜摘	かわばた なつみ	1	ふるさと納税の良さと問題点
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	高津高等学校	久保 明日香	くぼ あすか	1	消費税は何%が適正なのだろう
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺高等学校	宮井 佑羽奈	みやい ゆうな	1	未来のために
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎	奥 梨々花	おく りりか	1	高齢化社会に適応するために
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	上宮高等学校	畑 守実菜	はたもり みな	1	税に助けてもらった事
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	興國高等学校	溝川 陸	みぞかわ りく	2	税の意義と役割について考えたこと

令和2年度 租税教室開催希望一覧表

令和2年12月14日現在

学校区分	学 校 名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
小 学 校	大阪市立 五条小学校	令和2年6月19日（金）	臼井 有香 税理士 大平 文夫 税理士 三野 友行 税理士	6年生 4クラス
	大阪市立 大江小学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 真田山小学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 生魂小学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 聖和小学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 天王寺小学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 桃陽小学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 味原小学校	令和2年7月22日（水）	臼井 有香 税理士	6年生 1クラス
	8校			
中 学 校	大阪教育大学附属天王寺中学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 高津中学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 夕陽丘中学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 天王寺中学校	（開催予定なし）		
	四天王寺中学校	令和2年12月21日（月）	大平 文夫 税理士	3年生 8クラス
	大阪星光学院中学校	（開催予定なし）		
	明星中学校	（開催予定なし）		
	清風中学校	（開催予定なし）		
	上宮中学校	（開催予定なし）		
	9校			
高 等 学 校	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎	（開催予定なし）		
	大阪府立 高津高等学校	令和2年8月4日（火）	（東成支部）税理士	受講希望者
	大阪府立 清水谷高等学校	（開催予定なし）		
	大阪市立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	（開催予定なし）		
	大阪府立 夕陽丘高等学校	（開催予定なし）		
	興國高等学校	（開催予定なし）		
	四天王寺高等学校	（開催予定なし）		
	上宮高等学校	（開催予定なし）		
	清風高等学校	（開催予定なし）		
	大阪星光学院高等学校	（開催予定なし）		
	大阪夕陽丘学園高等学校	（開催予定なし）		
	明星高等学校	（開催予定なし）		
	12校			

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者(下記参照)の皆様から**原則として、以下の行為を受けることが禁止されています**。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし(接待)
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。

詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページ(<https://www.jinji.go.jp/rinri/index.html>)を御覧ください。

利害関係があるとは…

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者(※)に持っている場合です。

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| ◆ 事業所管 | ◆ 許認可 | ◆ 補助金交付 |
| ◆ 立入検査、監査、監察 | ◆ 不利益処分や行政指導 | ◆ 契約 など |

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は…

公務員倫理ホットライン (国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

☎ 03(3581)5344 郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

公務員倫理ホットライン

検索

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。
なお、匿名での通報も可能です。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和元年11月 国家公務員倫理審査会作成

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用をお願い

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Tax による確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記のとおり、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1 広報素材を活用した周知・広報

マイナンバーカードのメリットや安全性等を紹介する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」

(URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>) に掲載しておりますので、会員又は従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

【広報素材】

○リーフレット

- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！
- ・マイナンバーカードで上限 5000 円分のマイナポイントがもらえる！
- ・マイナポイント 25%もらえる！マイナンバーカードの申請はお早めに！
- ・2021 年 3 月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

2 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和3年1月からは、マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善され、また、生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得でき、確定申告書に自動入力すること（マイナポータル連携）が可能となります。

この取組については、国税庁ホームページ内の「国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax 送信がますます便利に！」（URL：

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/index.htm）に掲載しておりますので、会員又は従業員の皆様へ周知いただくよう、お願いいたします。

3 マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供

国税庁において今後の取組の参考とするため、マイナンバーカード取得に関して独自の取組を実施又は把握された場合には、情報提供いただきますよう、お願いいたします。

なお、別添の企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例について、取組の参考としてください。

国税庁

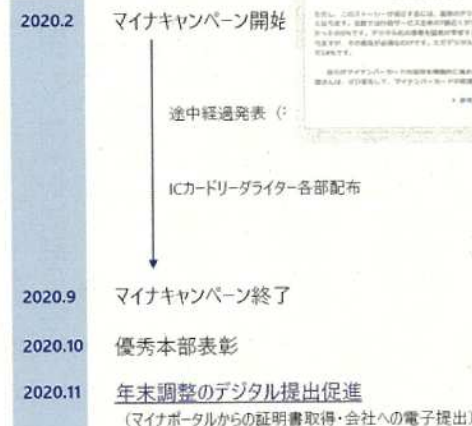
企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例（A社）

1.概要

- 代表取締役会長兼社長自らが主導してデジタル・ガバメント推進に向けた取組を実施
- 2020年10月からの年末調整電子化に向けて、社員のマイナンバーカード取得を促す社内キャンペーンを実施

2.実施内容等

- 社員のマイナンバーカードの取得を促す「マイナキャンペーン」を2020年2月より実施
- 社員向けの共有情報に特設サイトを設置し、その中で社長のコメントの掲載、全社員のマイナンバーカードの**取得状況を「数字で見える化」**
- 取得状況については、本部単位で集計
キャンペーン終了時により取得率の高かった本部を表彰



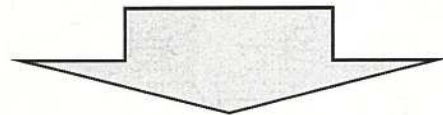
企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例（B社）

1.概要

- 社員に対して、申請方法についてレクチャーする場を設けるなどマイナンバーカードの取得を継続的に呼び掛け
- 社員が多く集まる社内イベントにおいて、会社幹部より社員に向けたマイナンバーカードの取得促進に係るメッセージを継続的に発信

2.実施内容等

- 社員のマイナンバーカードの取得への課題
 - ・カードの申請方法についてわからない
 - ・カードの利活用についてよく知らない



- 社員に対してカードの申請方法について、レクチャーする場を設け、希望者にはその場でオンライン申請の案内を実施
- 社内ポータルサイトへ取得促進ページを掲載
- 会社幹部よりカードの取得促進を促すメッセージの発信



B社社内ポータルサイト特設ページ

企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例（C社）

1.概要

- 社内のマイナンバーカード取得促進に向けて、自治体と連携し、大規模な「企業等一括申請※」を実施
※マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に企業所在地の市区町村職員が出向き、一括して申請の受付を行う方式
- 新入社員に向けて、集合研修の場でマイナンバーカード取得を促している

2.実施内容等

- 実施期間・時間帯：
 - ・ 4日間
 - ・ 10時～16時（うち昼休み1時間）
- 申請受付件数：約660名
- 「企業等一括申請」のメリット
 - ・ 受付時に自治体職員が本人確認をしているため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は役所の窓口に出向くことなく、カードの受取が可能

C社のマイナンバーカード取得状況



企業におけるマイナンバーカード取得促進の取組事例（D社）

1.概要

- 配布された広報用資料等を活用して、社内掲示板や社内HPを活用した啓発活動を実施
- 社内のマイナンバーカード取得促進に向けて、「企業等一括申請※」を実施
※マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に企業所在地の市区町村職員が出向き、一括して申請の受付を行う方式

2.実施内容等

- 「マイナンバーカード取得促進並びにマイナポイント事業」の啓発のため、社内広報用素材（A2版ポスター）を作成
- 作成したポスターを社内各フロアへ掲示
社内イントラサイトのTOPページにバナーを貼り、同デザインのWeb版ポスターへリンクさせている



社員向マイナンバーカード
取得啓発用ポスター

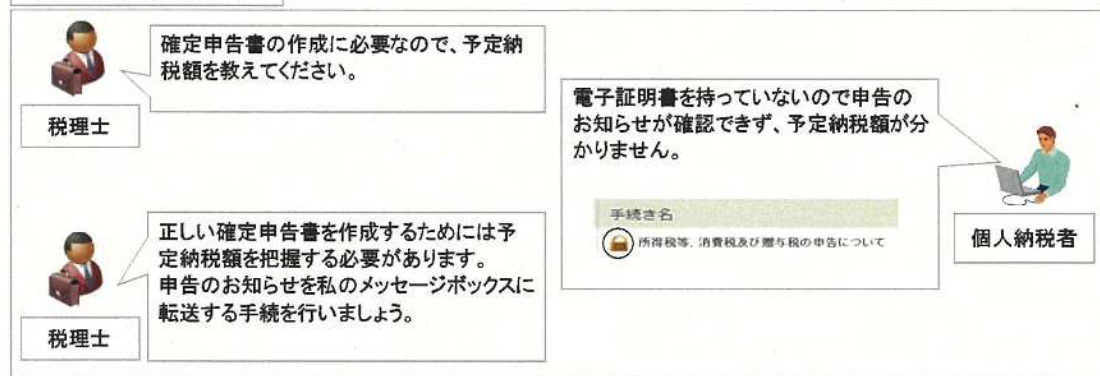
個人納税者に係る「申告のお知らせ」の転送設定について

1 概要

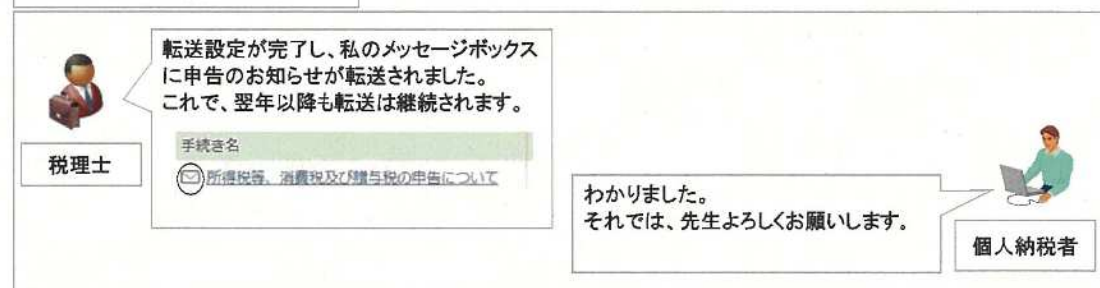
国税庁においては、平成 31 年 1 月以降、e-Tax のメッセージボックスのセキュリティを強化し、個人納税者が e-Tax のメッセージボックスに格納された個人情報を見ることができるようには、原則として電子証明書が必要になります。

委任関係がある個人納税者が電子証明書を所有していない場合、当該個人納税者の e-Tax のメッセージボックスに毎年 1 月に送信する「所得税等、消費税及び贈与税の申告についてのお知らせ」（以下「申告のお知らせ」といいます。）が確認できないため、委任関係がある税理士のメッセージボックスに転送する機能を実装することとしています。

転送設定が必要となる例



次ページ以降の設定を行うと...



※ 転送設定を解除しない限り、転送が継続されますので、委任関係が終了した場合には、速やかに転送設定を解除してください。

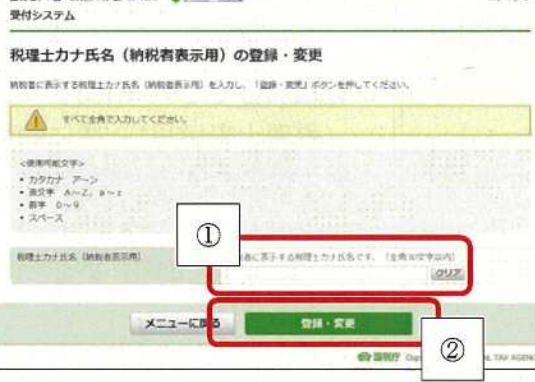
※ 「申告のお知らせ」の転送設定のうち、一部の機能は仕様公開を行うためベンダソフトでも操作可能となりますが、当資料は e-Tax ホームページから操作した場合を例にとりて作成しています。

※ 当資料で使用した画面は、今後変更となる可能性があることに御留意願います。

個人納税者に係る「申告のお知らせ」転送のための操作方法

1 「申告のお知らせ」転送のための手続

(1) 事前準備（税理士カナ氏名の登録（税理士が行う作業））

No.	画面イメージ	操作方法等
1		税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。 「メインメニュー」が表示されますので、左下枠内の「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」をクリックします。
2		「税理士カナ氏名（納税者表示用）の登録・変更」が表示されます。 ① 「税理士カナ氏名（納税者表示用）」欄に納税者に表示する税理士カナ氏名を入力します。 ② 入力内容に誤りがないか確認した上で、「登録・変更」ボタンをクリックします。 ※ 転送設定において納税者に表示するためだけに使用するため、屋号等分かりやすい名称を使用しても問題ありません。
3		「登録・変更内容の確認」が表示され、上記2の登録・変更内容が表示されます。 なお、入力内容に誤りがあった場合には、上記1から税理士カナ氏名の変更を行ってください。 ※ 税理士カナ氏名を登録しないと、次ページ以降の設定が行えませんので、忘れずに登録してください。

(2) 転送設定

① 税理士の利用者識別番号の登録（納税者が行う作業）

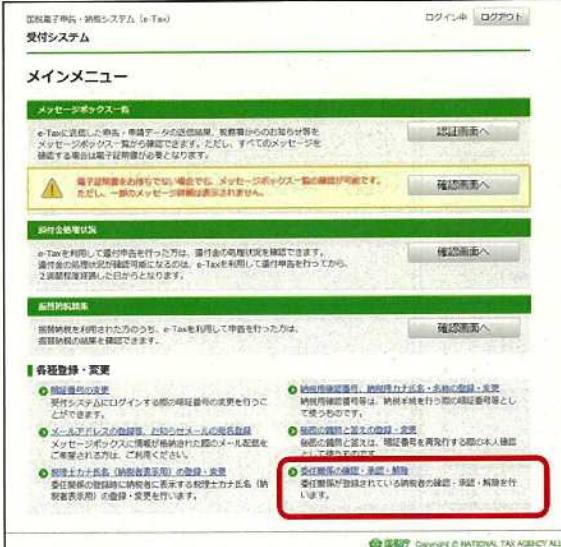
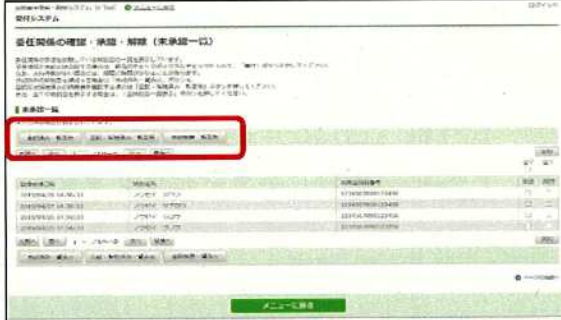
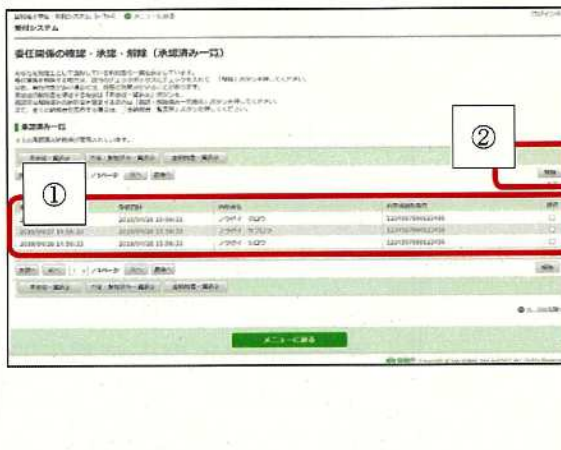
No.	画面イメージ	操作方法等
1		納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。 「メインメニュー」が表示されますので、左下枠内の「委任関係の登録」をクリックします。 ※ マイナンバーカード方式で e-Tax にログインした場合も、操作方法は同様です。
2	 ※ 「納税者カナ氏名（税理士表示用）」欄には、納税者カナ氏名が初期表示されます。	「委任関係の登録」が表示されますので、 ① 「税理士の利用者識別番号」欄に委任関係がある税理士の利用者識別番号を、「納税者カナ氏名（税理士表示用）」欄に納税者のカナ氏名を入力します。 ② 入力内容に誤りがないか確認した上で、「登録」ボタンをクリックします。 なお、「登録」ボタンをクリックすると、登録した委任関係がある税理士の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の登録依頼通知」が格納されます。
3		「登録内容の確認」が表示され、上記 2 の登録内容が表示されます。 ※ 入力内容に誤りがあった場合には、エラーメッセージが表示されます。

② 委任関係の承認（税理士が行う作業）

No.	画面イメージ	操作方法等
1		税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。 「メインメニュー」が表示されますので、右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックします。
2		「委任関係の確認・承認・解除（未承認一覧）」が表示されます。 委任関係の承認を行う納税者に係る「承認」のチェックボックス（☐）にチェック（☒）を入れた上、「実行」ボタンをクリックします。 ※ 委任関係を承認しない場合には、「否認」のチェックボックス（☐）にチェック（☒）を入れた上、「実行」ボタンをクリックします。 ※ 「全て」のチェックボックス（☐）にチェック（☒）を入れると、「承認」又は「否認」のチェックボックス（☐）に一括でチェック（☒）を入れることができます。
3		「委任関係の更新確認」が表示され、実行結果が表示されます。 また、当該税理士が委任関係を承認した納税者の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の承認完了通知」が格納されます。 ※ 「委任関係の承認完了通知」の閲覧には、電子証明書が必要です。

(3) 委任関係の解除

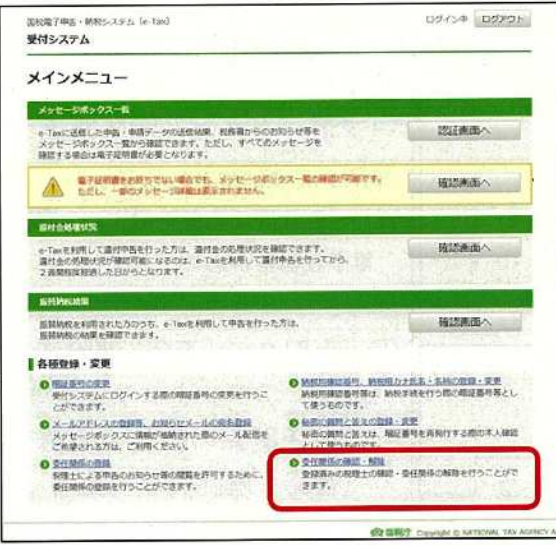
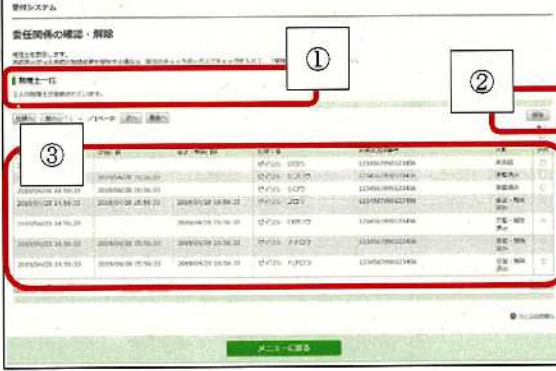
① 税理士が行う場合

No.	画面イメージ	操作方法等
1		税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。 「メインメニュー」が表示されますので、右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックします。
2		「委任関係の確認・承認・解除（承認済み一覧）」が表示されますので、左中段の「承認済み一覧表示」ボタンをクリックします。
3		① 「委任関係の確認・承認・解除（承認済み一覧）」が表示され、画面の下段に委任関係を結んでいる納税者の一覧が表示されます。 ② 委任関係の解除に当たっては、該当のチェックボックス（□）にチェック（☑）を入れた上、「解除」ボタンをクリックします。

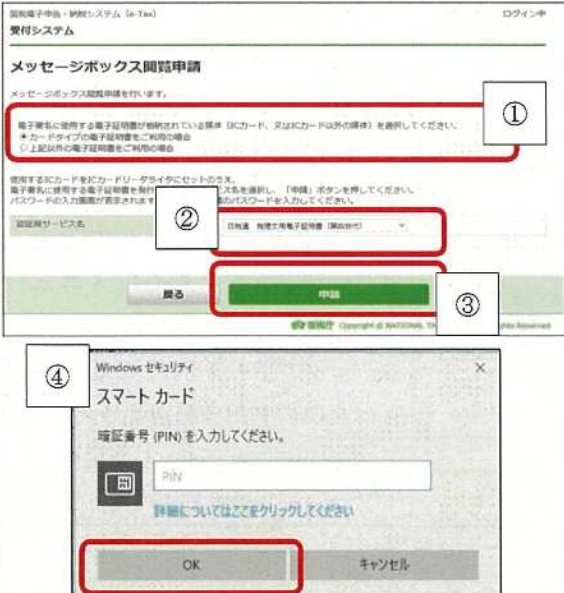
No.	画面イメージ	操作方法等
4		「委任関係の更新確認」が表示され、実行結果が表示されます。 また、当該税理士が委任関係を解除した納税者の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納されます。 ※ 「委任関係の解除通知」の閲覧には、電子証明書が必要です。
参考 1		① 上記 2 の「否認・解除済み一覧表示」ボタンをクリックすると、「委任関係の確認・承認・解除（否認・解除済み一覧）」が表示され、画面の下段に登録を否認・解除した納税者の一覧が表示されます。 ② 一覧から削除する場合は、該当のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「削除」ボタンをクリックします。
参考 2		上記 2 の「全納税者一覧表示」ボタンをクリックすると、「委任関係の確認・承認・解除（全納税者一覧）」が表示され、画面の下段に未承認、承認済み、否認・解除済みの全ての納税者の一覧が表示されます。

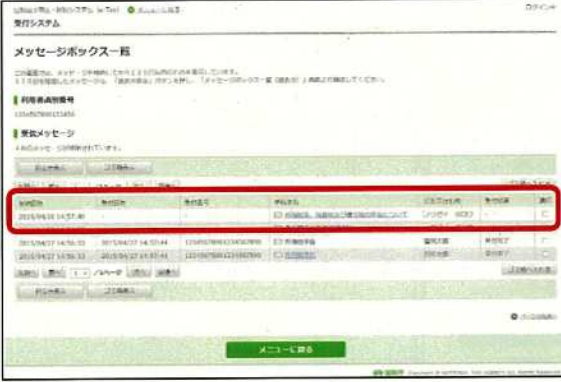
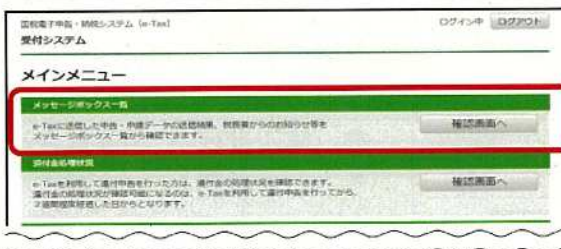
※ 転送設定を解除しない限り、転送が継続されますので、委任関係が終了した場合には、速やかに転送設定を解除してください。

② 納税者が行う場合

No.	画面イメージ	操作方法等
1		納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。 「メインメニュー」が表示されますので、右下枠内の「委任関係の確認・解除」をクリックします。 ※ マイナンバーカード方式で e-Tax にログインした場合も、操作方法は同様です。
2		① 「委任関係の確認・解除」が表示され、画面の上段に委任関係のある税理士の人数が表示されます。 ② 委任関係の解除に当たっては、委任関係を解除する税理士のチェックボックス (□) にチェック (☑) を入れた上、「解除」ボタンをクリックします。 ③ 画面の下段には、未承認、承認済み、否認・解除済みの税理士が表示されます。
3		「委任関係の更新確認」が表示され、実行結果が表示されます。 また、当該納税者が委任関係を解除した税理士の e-Tax のメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納されます。 ※ 「委任関係の解除通知」の閲覧には、電子証明書が必要です。

2 税理士のメッセージボックスでの「申告のお知らせ」の確認

No.	画面イメージ	操作方法等
1		税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインします。 「メインメニュー」が表示されますので、上段枠内のメッセージボックス一覧の「認証画面へ」ボタンをクリックします。
2		「マイナンバーカード以外の電子証明書をご利用になる場合はこちら」ボタンをクリックします。 ※ 以下、日税連発行の電子証明書を使用した場合の手順を説明します。
3		① 「カードタイプの電子証明書をご利用の場合」を選択します。 ② 認証局サービス名において、「日税連 税理士用電子証明書（第四世代）」を選択します。 ③ 「日税連 税理士用電子証明書（第四世代）」が選択されていることを確認し、「申請」ボタンをクリックします。 ④ 電子証明書のパスワード入力画面が表示されるので、パスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。

No.	画面イメージ	操作方法等
4		「メッセージボックス一覧」が表示されます。 毎年1月に納税者の e-Tax のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を格納する際、委任関係の登録が完了していれば、委任関係が登録された税理士の e-Tax のメッセージボックスにも「申告のお知らせ」が転送されます。 委任関係がある納税者の予定納税等を確認したい場合には、当該メッセージをクリックします。 ※ 納税者の e-Tax のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納された後でも、委任関係の登録を行えば、委任関係を登録した年において納税者の e-Tax のメッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」が転送されます。
5		「メール詳細 (申告のお知らせ)」が表示されます。 「申告のお知らせ画面へ」ボタンをクリックすると、申告のお知らせの内容が確認できます。
参考		メッセージボックス閲覧申請を行った後、上記4の「メニューに戻る」ボタンをクリックすると、上記1とは異なる「メインメニュー」が表示されます。 ※ ログアウト等を行った後、再度税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号で e-Tax にログインした場合、「メインメニュー」は上記1の画面となります。

法定調書の 作成・提出は、**e-Tax** イータックス で!!

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、
国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。

特に

e-Tax ソフト（WEB版）

eLTAX（地方税ポータルシステム）

を利用すると便利です。



e-Tax ソフト（WEB版）による提出

（対象）

「給与所得の源泉徴収票」

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

「不動産の使用料等の支払調書」

などの法定調書（裏面参照）

・e-Taxソフトをインストールすることなく
WEB上で法定調書の作成・提出ができます。

・表計算ソフト等により作成したCSVファイルの
読込ができます。



eLTAX による提出

（対象）

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

・eLTAX を利用することで、
支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと
源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータ
を同時に作成し、
支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ
源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ
一括送信することができます。



※ 詳しくは、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVD など）で提出することもできます。

なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

e-Tax 又は光ディスク等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等（CD・DVD など）による提出が義務化されています。

（注） 令和 3 年 1 月 1 日以降に提出すべき法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等による提出義務の判定基準が「100 枚以上」（現行：「1,000 枚以上」）に引き下げられますのでご注意ください。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



国税局・税務署

令和 2 年 9 月

e-Tax ソフト (WEB版) で CSV 読込が便利!

- e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、**エクセル**を利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 不動産の賃貸料等の支払調書 (社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受の対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

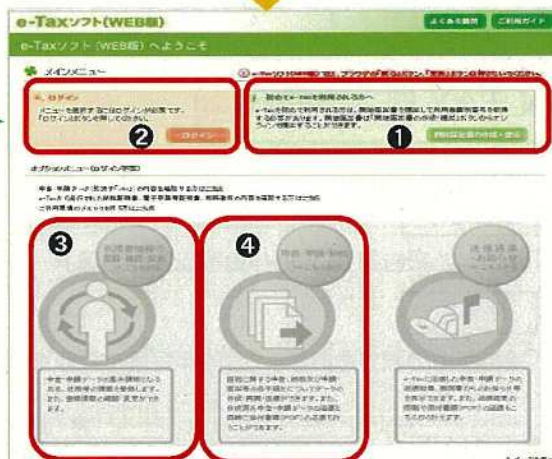


まず、e-Tax ホームページ
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>) にアクセスし、
「e-Tax ソフト (WEB 版) (ログイン)」をクリック
します。



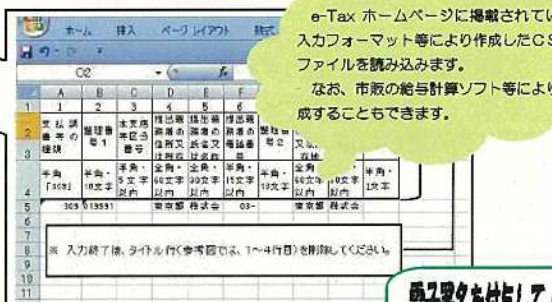
e-Tax を初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出をしてください。既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。



「読込」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。

その後、法定調書合計表を併せて作成します。



e-Tax ホームページに掲載されている入力フォーマット等により作成した CSV ファイルを読み込みます。
なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

電子署名を付与して...
あとは、送信するだけ!

- (注) 1 e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書の作成可能データ上限は、データサイズ 20MB (目安 6,000 枚程度) です。
- 2 インストールした e-Tax ソフト (通常版) を利用して法定調書を作成することも可能です。
- なお、令和 3 年 1 月以降、新たに CSV 形式による提出[※]も可能になります。
- ※ e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書を除く、光ディスク等により提出可能な 50 種類の法定調書が対象です。
- 3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書 (電子署名) の添付が必要です。



法定調書提出期限のお知らせ画面イメージ

お知らせ通知（マイナポータル）

件名	【税務署からのお知らせ】令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について
内容	令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出についてのお知らせが届きました。 令和2年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出義務がある方は、令和3年2月1日（月）までに税務署に提出してください。 詳細は、関連ページの「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引へ」を参照し、ご確認ください。 なお、本年度に提出すべき法定調書※1がない場合は、関連ページの「e-Taxメッセージボックスへ」を参照※2し、令和3年2月1日（月）までにその旨のご回答をお願いします。提出すべき法定調書がある場合は、ご回答の必要はありません。 ※1 給与所得の源泉徴収票を含む6種類の法定調書をいいます。 ※2 e-Taxメッセージボックスを確認するには、マイナポータルの「もっとつながる」機能の設定をすることが必要です。 「もっとつながる」機能の設定方法は、関連ページに記載している「設定方法へ」を参照し、ご確認ください。
送信者	国税庁
受信日時	2020年11月20日 15:00
保存期限	2021年11月20日
関連ページ	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引へ e-Taxメッセージボックスへ 設定方法へ
お知らせのサイズ	

提出義務に関する回答画面 (e-Tax)

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

メニューに戻る

ログイン中

受付システム

法定調書の提出義務に関する回答について

本年度に提出すべき法定調書※がない場合は、「提出義務なし」を選択し、送信してください。

提出すべき法定調書がある場合は、ご回答の必要はありません(「提出義務あり」を選択し、ご回答いただいても差し支えありません。)

また、「提出義務なし」の回答を訂正する場合は、「提出義務あり」を選択し、送信してください。

※ 給与所得の源泉徴収票を含む6種類の法定調書をいいます。

☐ 提出義務なし
 ☐ 提出義務あり

メニューに戻る

送信


 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved

e-Tax又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて

令和3年1月
提出分より

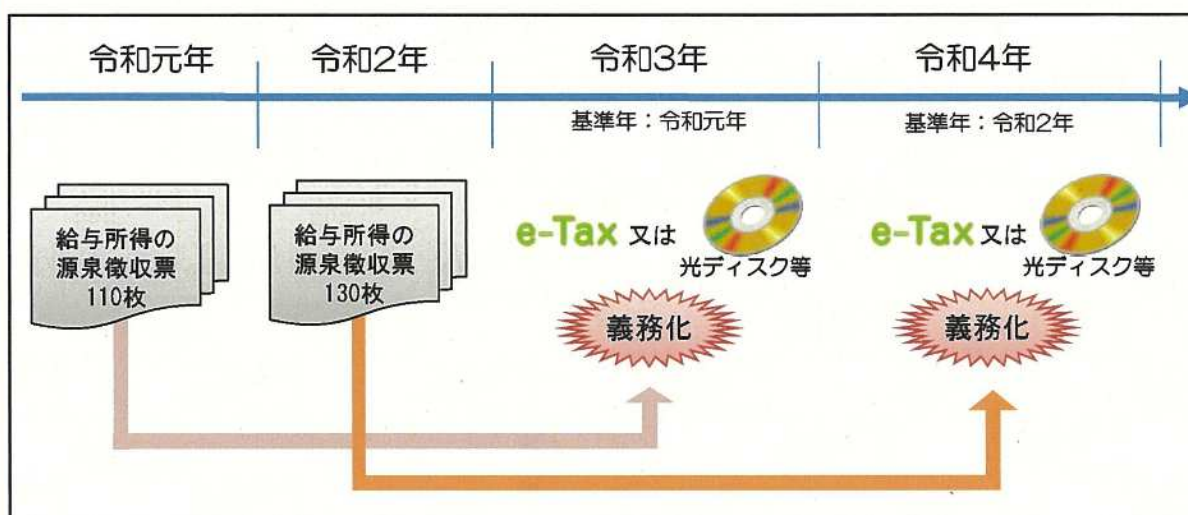
e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が
100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**（現行：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



【留意事項】

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

提出方法の詳細については、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

令和元年9月

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 0 1 2 0 - 5 2 7 - 3 6 3

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税の猶予申請書



税務署長殿 ☐ 国税局猶予相談センターに相談済みの場合はチェックしてください。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納税の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）									
申請者	住所所在地	電話番号		携帯電話		申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名	印				通信日付印			
	法人番号					申請書番号			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	附帯税	備考	新型コロナウイルス等の影響	☐ イベント等の自粛で収入が減少	
			・ ・	円	円			☐ 外出自粛要請で収入が減少	
			・ ・					☐ 入国制限で収入が減少	
			・ ・					☐ その他の理由で収入が減少	
	合計			①	②				
猶予期間		納付すべき国税の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間							

2 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）
（注）会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令和 年(当年)			前年同月		
		月	月	月	月	月	月
収入	売上						
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支出	仕入 販売費/ 一般管理費						
	借入金返済						
	生活費(※)						
	小計	⑨	⑩	⑪			

収入減少率

$1 - (\textcircled{3} \div \textcircled{6})$
 $1 - (\textcircled{4} \div \textcircled{7})$
 $1 - (\textcircled{5} \div \textcircled{8})$
のうち最大のものを記載

%

支出平均額

$(\textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) \div \text{記入月数}$

⑫ 円

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

税理士 署名押印	印	電話番号	
		☐	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	円
(マイナスの場合は0)		

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付すべき国税			(⑮) 納付可能金額		猶予額
円	-	円		=	円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

- ☐ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。
- ※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞税が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べて概ね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- ・ 今後(2か月程度)に、地方税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

ご不明な点がございましたら、申請先の税務署(徴収担当)にお気軽にお問い合わせください。

阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません。）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。

阿倍野税務署 徴収担当 専用電話

06-6628-0229

◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

☐ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。1期分は7月31日、2期分は11月30日が納期限です。

☐ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

☐ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

☐ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合**があります。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません

確定申告

確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンやパソコンで
簡単に申告書が作成できます



確定申告書の
作成はこちらから

STEP 2

申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、
簡単・便利に作成することができます

STEP 3

申告書を提出

■ 国税庁ホームページからe-Taxで送信

■ 印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス
(有料)を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

① マイナンバーカード

② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



又は



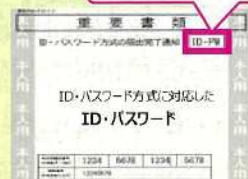
ID・パスワード方式



① ID (利用者識別番号)

② パスワード (暗証番号)

ID・PWが目印



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、
申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」を
ご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの
暫定的な対応です。

マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月中旬以降サービスを開始する予定です。

入場時には
この画面を
ご提示ください

医療費控除は

領収書では医療費控除は
受けられません！

“医療費控除の明細書”の添付が必要です

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■■病院	診療	6,000円 ①
5/28	■■病院	診療	3,400円 ①
	▲▲薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	〇〇診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円



・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の1)~4)を記入します。
※医療費通知が交付される医療費の通知を添付する書類で、次の項目
に記載されたものに限り、医療費の控除を受けることができます。
(例) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

1) 医療費通知に記載された医療費の額	2) 1)のうち、自費で支払った医療費の額	3) 1)のうち、自費で支払った医療費の額	4) 1)のうち、自費で支払った医療費の額
円	円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費 ☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税 太郎	■■病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円
③ 国税 花子	〇〇診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

確定申告



<https://www.keisan.nta.go.jp>



税 税務署

動画でチェック！

令和2年度税制改正 (法人税法・消費税法)

令和2年度税制改正のうち法人税法及び消費税法に関する改正の概要について、YouTube「国税庁動画チャンネル」に掲載しておりますので、ご覧ください。



法人税	消費税
令和2年度税制改正の概要 ・5G導入促進税制の創設 ・オープンイノベーション促進税制の創設 ・子会社株式簿価減額特例の創設	令和2年度税制改正の概要 ・法人に係る消費税の申告期限の特例の創設 ・居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化 ・住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し ・自動販売機型輸出物品販売場制度の創設
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
約35分	約25分



法人税



<https://youtu.be/8Zm5asXBcAs>

消費税



https://youtu.be/wv79GbX8o_I

大阪国税局 法人課税課・消費税課